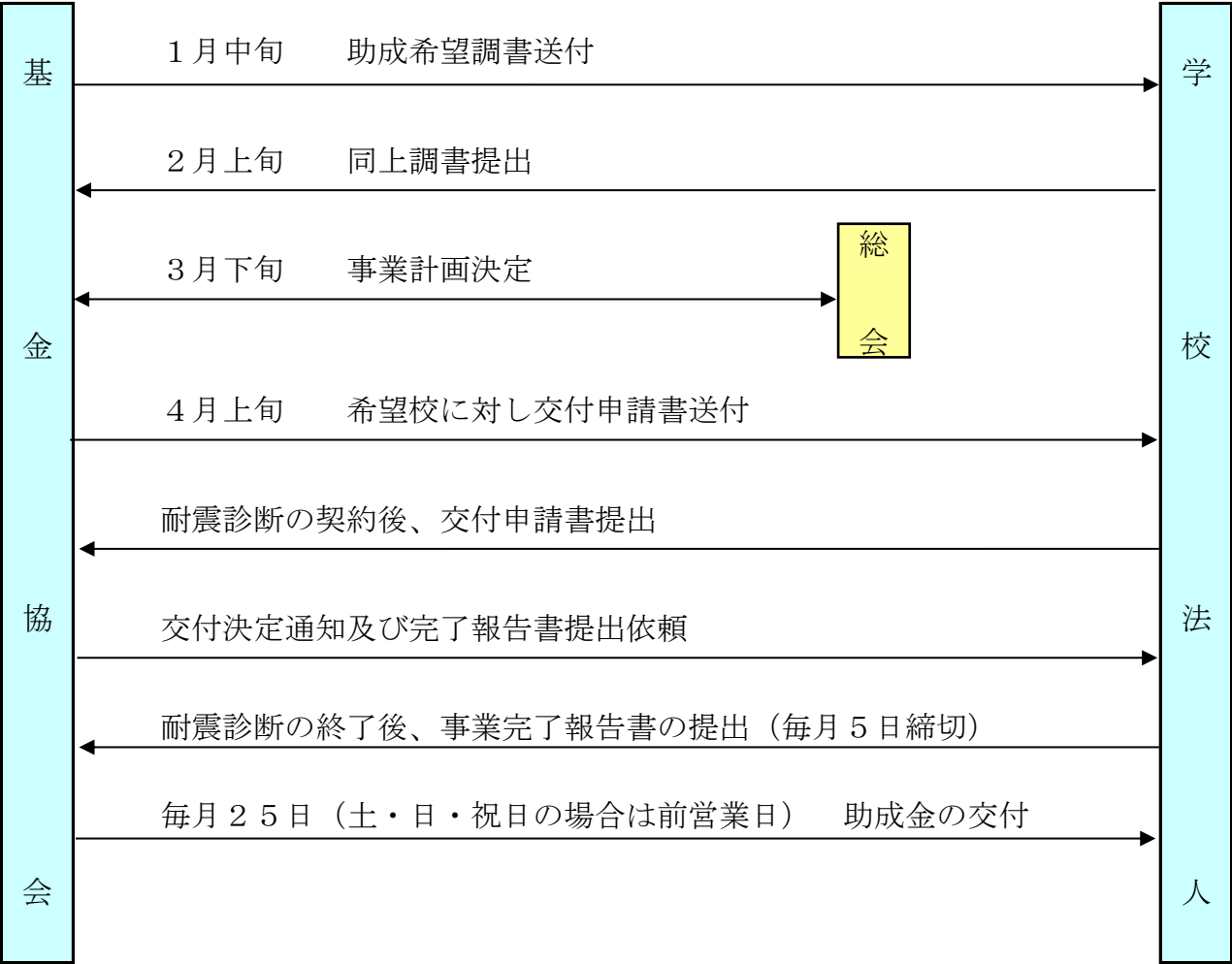


耐震診断助成金交付事務手続



耐震診断助成金交付要項

1 助成の目的

私立学校（認定こども園含む。）の耐震診断に要する経費に対し助成し、校舎・園舎等の整備を促進することにより、学生・生徒等の安心・安全の確保に資する。

2 助成の対象

この資金は、北海道私学振興基金協会の正会員である学校法人（以下「学校法人」という。）に対し、その設置する学校（認定こども園含む）において、昭和56年以前に建築確認を取得した校舎・園舎等を対象として、その耐震診断（北海道内で実施するものに限る。）に要する経費を対象として助成する。ただし、当年度入会及び学校加入初年度を除く。

3 助成金の額

- （１） 助成金の総額は、1,000万円とする。
- （２） 経費の1/2以内（ただし、1校当たりの限度額は、200万円とする。）

4 助成金の交付申請

耐震診断に係る助成金の交付を受けようとする学校法人は、耐震診断助成金交付申請書に関係書類等を添付し提出するものとする。

5 助成金の交付決定

当該学校法人からの申請内容を検討し理事長が決定する。

6 助成金の交付時期

事業完了後に交付するものとする。

7 助成金の交付停止及び返還

学校法人が次の各号の一に該当するときは、助成金の交付停止又は既に交付した助成金の返還を求めることができる。

- （１） 助成金を他の使途に充てたとき。
- （２） 会費が滞納となっているとき。
- （３） 既往貸付金の元利金の償還を履行しないとき。
- （４） その他、助成の目的を有効に達し得ない事情があると認められるとき。

8 その他

この要項に定めるもののほか、耐震診断助成金に関し必要な事項は、理事長の定めるところによる。